

平塚市成年後見制度利用促進協議会 議事録

日 時 令和4年9月22日（木）14:00～15:40
場 所 平塚市役所本館4階 410会議室
出席委員 町川委員、浅沼委員、田中委員、白澤委員、村田委員、渡邊委員、長橋委員、
遠藤委員
オブザーバー 横浜家庭裁判所小田原支部 岡安主任書記官、梶谷主任書記官
事務局 平塚市福祉部 岩崎福祉部長
福祉総務課 小菅課長、杉崎課長代理、木村主査、福山主査
高齢福祉課 横山課長代理
障がい福祉課 村田課長代理
生活福祉課 磯崎課長代理
平塚市社会福祉協議会 高橋常務理事兼事務局長、遠藤次長兼課長、
成年後見利用支援センター 中田副センター長、田中班長、山岡専門員

傍聴者 0人

（議題）

- 1 令和3年度平塚市成年後見制度に関する取り組みについて
ア 平塚市成年後見利用支援センター事業について
イ 市長申立て、報酬助成について
- 2 令和4年度平塚市成年後見制度に関する取り組みについて
- 3 その他

【配布資料】

- ・令和4年度第1回平塚市成年後見制度利用促進協議会次第
- ・平塚市成年後見制度利用促進協議会委員名簿
- 資料1-1 平塚市成年後見利用支援センター令和3年度業務概況（総括表）
- 資料1-2 平塚市成年後見利用支援センター令和3年度相談件数及び会議開催状況
- 資料1-3 令和3年度平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況
- 資料1-4 令和3年度平塚市権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座（実践研修カリキュラム）
- 資料1-5 平塚市の市長申立て報酬助成の状況
- 資料2-1 平塚市成年後見利用支援センター令和4年度業務概況（総括表）
- 資料2-2 平塚市成年後見利用支援センター令和4年度相談件数及び会議開催状況（8月末時点）
- 資料2-3 令和4年度平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況
- 資料2-4 平塚市における市民後見人養成の状況（令和4年9月1日現在）
- 資料2-5 令和4年度（2022年度）平塚市成年後見利用支援センター事業計画
- 資料2-6 「親族後見人」講習会・交流会のお知らせ
- 資料2-7 令和4年度「親族後見予習セミナー」のご案内
- 資料2-8 支援者のための申立手続講座
- 資料2-9 成年後見の制度講座と申立手続説明会
- 資料2-10 平塚市権利擁護人材育成講座 地域共生を目指して 平塚市市民後見人養成講座

(説明会)

資料 2-11 令和 4 年度平塚市権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座（基礎研修）開催日程

資料 2-12 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市成年後見利用支援センターにおける諸会議設置運営要領

資料 2-13 平塚市成年後見利用支援センター（中核機関）における「ケース検討調整会議」の設置・運営について

資料 2-14 成年後見制度利用促進体制整備委員会 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き（2018年3月）19ページ

資料 2-15 中核機関の役割と流れ

資料 2-16 中核機関による切れ目のない成年後見制度利用支援（現状と今後）

参考資料 1 第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要

参考資料 2 成年後見制度の利用促進に関する取組について—令和 3 年 1 1 月以降—

会長

次第に沿って進行していきたいと思えます。

議題の 1 「令和 3 年度平塚市成年後見制度に関する取り組みについて」事務局から御説明をお願いします。なお、議題アとイは一括して質疑応答としたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

ア 平塚市成年後見利用支援センター事業について、資料 1-1 から 1-4 までを平塚市成年後見利用支援センター（以下「センター」という。）より説明。

イ 資料 1-5 平塚市の市長申立と報酬助成の状況について、福祉総務課より説明。

会長

只今、事務局から説明がありました。質問や御意見、補足すべきところなどがありましたら、お願ひします。

委員

市長申立の関係で、質問をします。2021 年度 16 件ということですが、このうち、高齢者や障害者虐待防止法の案件で申立をしたのは何件かありますか。

事務局（市担当者）

確実な件数を申し上げられずに申し訳ありません。少なくとも高齢者の関係では虐待案件のものが毎年 1 件以上あります。昨年度は、割合的には半分くらいは虐待として認定しているケースだったと思えます。虐待案件であり、さらに成年後見制度の活用が必要な状態で、申立をする親族がないということで市長申立に至ったという状況で、半数近くあります。

委員

知的障がい虐待の案件はありますか。

事務局（市担当者）

昨年度は、知的障がいでは虐待案件はないです。

委員

そうしますと、当然、虐待防止にもある程度貢献しているという理解でよいですね。
事務局（市担当者）

はい。

委員

質問させてください。資料1－3について、センターが実施された普及・広報事業の説明をいただきました。これを見ますと、45事業を企画し、できなかったところもあるとは思いますが、感染の心配がある中で、よく実施させたと思います。

これだけの講義や講演をやった後に、受講された方からの感想や、感想をふまえてフィードバックをしているのか、いないのか。特に zoom や YouTube 配信だと、受講者がどう評価したのかが気になるところです。特に講演を担当されるような立場で、こちらに参加する委員もかかわっているかもしれないので、その辺りわかる範囲で教えていただければと思います。

事務局（センター）

こちらの普及・広報事業というところで、市民向け、福祉関係者向けに各種講座、講演会を実施した中で、参加者からフィードバックとして、アンケートを必ず実施しています。今年度からは、アンケートを簡略化しました。なるべく回収率をあげることにし、シンプルに感想を含めて分析をしたいということで、アンケートを簡素化しました。アンケートの中に、わかりやすかったのか、わかりづらかったのか、そのほか感想もありますので、それにつきましては記入していただき、センターでフィードバックを行うという状況です。その中で、参加者が引き続き継続して講座にも参加できるように、成年後見制度にも興味がある、必要な方という方には、参加票という形で、今後、センターからの資料送付を希望するか、必要ないか、ということも聞いています。資料送付希望の方には、センターのチラシ等を配布して、その方から次の講座に参加したいという方も、少なからずいます。参加者からアンケートをとっている中で、こちらが実施しているセミナー講座によって、アンケートの内容のその他の感想部分で、制度講座についてはもう1度聞きたい、というリピーターの方もいれば、わからないで参加してみたので、また勉強してから聞きたいという方もいますし、ある程度知識はあったが、深くはわからなかったから、説明を聞いてあいまいなところが少しわかったという方もいられます。Zoom につきましては、福祉関係者向けに zoom を実施し、アンケートを実施しています。動画の場合はアンケート回収率がかなり悪かったので、工夫が必要かなと感じております。

会長

その他、何かありますか。ないようですので、次の議題に移ります。

議題2、令和4年度平塚市成年後見制度に関する取り組みについて、事務局から御説明をお願いいたします。

資料2－1から資料2－16について、センターより説明。

会長

ただ今、事務局から説明がありました。何か御意見や御質問がありましたら、お願いします。

委員

6月に育成会で、先程センターから説明がありました講習会にきていただきました。それによって、会員が成年後見制度について、より身近に意識することができて、今後相談につながることもあると思います。やはり「つながり」は必要だと感じましたので、これからもよろしくお願ひいたします。

市民後見人養成講座や講習会についてですが、児童の場合は、放課後等デイサービスが夕方まであり、5時まで利用できますので、平日であれば参加できるのですが、大人の場合は、午後3時までの事業所が多く、3時までの講習会となる場合、それは無理だ、となる方が多いです。色々考えていただくのは大変だと思いますが、午前中の方が活動しやすい方が多いということが会員からの声としてあります。

育成会では、全国としても成年後見について注目していて、各地で勉強会や講演会が開催されています。やはり、利用者側が声をあげて利用しやすいように変えていくことで、より多くの方が利用を考えられるようになると思います。また、ケース検討調整会議についてですが、当時者団体として平障連から3団体に声をかけていただき、すごくうれしいことでした。障がいに関しては、知的障がいや精神障がい、それぞれのケースがあると思うので、本人の特性や家族のこと、背景などにも委員の体験に基づく話もでき、活かされることもあると思うので、積極的に私たちも相談をしながらお互いやっていったらいいなと思いました。

会長

ありがとうございました。その他に何かございますか。

委員

質問させてください。ケース検討調整会議について、この会議の中身をみていくと、かなり多く項目について検討するようになっていきます。当然、初めから全部をすることはできないということで、当面の間は、市長申立中心で行っていくことになるのは仕方がないと思いますが、どれくらい行ってみて、もっと広く実施できるようになるか。ある程度の見込みや、あるいは、検討する内容が増えた場合、会議の時間を延長して実施するのかどうか、その辺りのことをお答えいただければと思います。

事務局（センター）

今、御意見をいただきましたところは、非常に大事なところだと思っております。ケース検討調整会議のスタートの時点では、やむなく市長申立ケースを中心にと考えておりますが、委員がおっしゃられたように、本来はもっと地域全体の権利擁護や成年後見にかかわるケースについてできればと思っています。その意味では、今期につきましては、令和4年度と5年度は第1期委員としてお願いしておりますので、少なくとも第1期委員につきましては、前提となっている月に1回2時間程度ということで考えていますが、将来的には例えば月に2回実施するというようなことも、必要性としては出てくる可能性もあります。その場合には、委員の皆様をお願いするとともに、予算的な裏付けにも跳ね返ってくることもありますので、少なくとも前年度の途中くらいまでには、次年度の予算積算が求められてくるでしょうから、積み上げの中で、例えば、半年、1年行ってみて、明らかに第2期はもっとやっていただく必要があるとなれば、来年度中頃の段階で、もっと回数を増やしたいということをして市と協議することになります。ただ、やはり予算との兼ね合いになってくると思いますので、なるべくなら行っていききたいところですが、そこは実際の今後の取り組みの中で、委員の皆様にも御相談をしながら行っていったらと思っております。

会長

ありがとうございました。他に、何かございますか。

委員

聞きたいことが2、3あります。まず、先程のケース検討調整会議のことですが、各団体から選ぶとありますが、実際の会議は5名になるということで、これはどのようになっているのか。例えば団体として推薦されていても、実際には5名しか選ばれないということなのか、それとも4月はこの団体、5月は別の団体というようなことになるのか。ここのところがわからないので、御説明をいただきたいと思います。

もう一つ、中核機関というのは、これから高齢社会において、とても大事な機関になってくると思っています。イメージとして、まさにここが中心になって、広く救いあげたいと思うわけです。自分が高齢だからなのかもしれないかもしれませんが、相談に行く、講座に行く、ということは敷居が高いことがございます。また相談に行きたいとなった時に、こんなことで相談していいのだろうか、自分でも何が問題なのかよくわからないとか、こんなことを言われて笑われたりするといけなとか、色々な不安があるのが庶民の感覚だと思います。専門家の方々であれば、これはこういう問題だとわかりますが、親族、素人はよくわかりません。

基本的には市長申立ケースでないと、ケース検討調整会議には取りあげられないとなると、本来は、よくわからないとかわからないながらも一生懸命やりたいという親族の人たちをどういう風につないでいくのか、とらえていくのかは非常に問題になってくると思っています。市民後見人は、それなりに知識を持っていると思いますから、そうでない親族の人たちに対してどうするか。裁判所はかなり敷居が高いと思いますし、後見監督人が選任されるとなると、にらまれているようになってしまう。そうすると、親族申立支援や申立手続説明、予習セミナーや出張相談など、わずかな人たちの参加ではありますが、こういうところをこまめに行っていくことで、顔見知りになり、この人たちに聞けばいいのかなとなっていったら、初めて敷居が低くなってくると思っています。そこでとりあげられたことが、場合によっては虐待でとりあげられてきて、まさにケース検討調整会議になるのではないかと思います。市民後見人や、市長申立となると、公けがかかっていますので、本来、基本的にはそれほど問題になることはないだろうと思います。問題になるのは親族で、その親族をどうするのか。これから財産管理だけではなく、身上保護の部分をやるとしたら、それができるのは、センターではないか、中核機関ではないかと思っておりますので、市民向けの講座のところをなるべく回数を増やして、なるべく行けるような組織にしてもらいたいと思います。

事務局（センター）

今御指摘いただいたことについて、現時点での考え方というところで御説明させていただきます。大きく3点、御意見をいただいたと思います。

1点目は、ケース検討調整会議の委員が10名以内とされている中で、5名で開催されることについてのお尋ねでございました。これにつきましては、資料2-13裏面をもう一度御確認ください。裏面(2)ケース検討調整会議の運営という部分です。「ケース検討調整会議は平塚市成年後見利用支援センターのセンター長が議長となり、おおむね、1カ月に1回のペースでの開催を予定しています。なお、定例のケース検討調整会議に出席いただく委員(招集の対象となる委員)は、委員全員ではなく5名を予定しています。出席いただく5名の委員の方の具体的なイメージは次のとおりです」ということで、確かにここはわかりにくい部分ですが、毎回ではなくて1カ月おきに御出席をいただく委員ということを想定しています。これは、色々な背景がありまして、1つには予算の問題もあります。毎回10名分の委員報酬を出すのが難しかったということ、一方で、できるだけ多様な委員の方に参画を

していただくということで、折衷案としてこうした委員構成にしております。また、スタートの時点なので、議論にあまりにも時間がかかったりということや、毎月出席というのが負担になれる委員もいられるかもしれないということを勘案した結果、全体では10名以内だが、1回あたりの出席は5名ということで、第1期はスタートさせていただこうと考えております。

2点目としては、相談であっても敷居が高いのではないかというお話がありました。その部分は、私どもも、すごく感じているところです。今回配布したチラシの中の、資料2-9を御覧いただければと思います。資料2-8の裏面です。これは一般市民に向けた成年後見の制度講座と申立手続説明会というものです。御指摘いただいたように、相談に行ってみましょうというように、例えば福祉関係者から言われました、といっても、電話をかけて相談をしてみようというのは勇気がいることかもしれないです。まずは、こうした説明会を定期的にやって、相談で自分から聞くということをしなくても、まずは話だけきいてみるというツールもあっていいのではないかと、ということで2カ月に1回、制度説明の講座を開いています。以前は、センターへの相談の中には、制度を知りたいという御相談も比較的多かった頃もありますが、最近は減ってきています。減ってきている理由の1つとしては、この定期的に制度説明の講座をやっているの、都合のつくときに来てください、とお伝えしています。できるだけ敷居を低くして、色々な相談の仕方、課題を伝えていただけるような、気付きにつながるようなところが、キャッチできるようなものを御用意していこうと予定をしております。

3点目は、ケース検討調整会議の中で、市長申立を中心に行っているけれども、親族後見はどうなのでしょう、という御意見でした。先程の委員からの御指摘と通じるところはありますが、実は、親族が申立てをされるという情報を必ずしもセンターがキャッチできるとは限りません。親族の方が御自分でインターネットで申立書類をダウンロードされて、御自分で判断されて、申立てをされる方もいますし、専門職である弁護士や司法書士に依頼して、申立てをする方もいらっしゃると思います。ですので、親族の申立てについて、どこまで、この流れの中で把握して、かつ、ケース検討調整会議というフィルターを通すべきなのかは、そうした要件や流れの中で、どこまでが把握できて関われるのか、というところを今研究していますので、それを踏まえて今後、対象を拡大するときに、含めていけたらと思います。

会長

ありがとうございました。他にございますか。

委員

ケース検討調整会議は、社会福祉士会も推薦依頼を受けまして、推薦いたしました。なるべく平塚の土地勘がある人で社会資源がわかっている人が良いのですが、ケース検討調整会議の具体的な機能に書いてあるように、複雑な事案について、きちんと全体像を理解して、権利擁護の視点から、必要なことについて判断し、助言をするというのは、ぱあとなあの会員でもある程度のスキルが必要となります。やはり長い間、知的障がいに関する相談や精神の相談実務を経験している人は、ある程度、構造的に人間関係も理解しながら、今必要なことを助言できると思いますが、結構、苦労しています。やはり、会としても一人に任せるのは辛いところがあります。ケース検討調整会議が、今後どう成長していくかわからないですが、高齢分野に強い会員、障がい分野に強い会員で、しかも相談実務歴がある2人を推薦させていただきながら、その2人で情報交換しながら、お金がなくてももう1人も参加してもいいのですが、学習をさせていただくという面もあると思います。

横浜の受任調整会議は1人で、交代で輪番で出席してください、といわれていますが、や

はり1人で行くと荷が重いです。例えば、ばあとなあ会員から推薦しないといけないとき、人材がいるか、協力できるか、と考えると1人で持ち帰るのは、大変なことなので、今回、複数で選出してもいいですと言っていたので、うれしかったです。

あともうひとつ、資料2-15の図についてですが、資料2-14は国の流れだと思えます。先程の資料2-12の条文をみると、所掌事項の中で、成年後見事務に関する苦情及び不適切事案の対応案に関する事項、とあります。資料2-14は1番右側に家庭裁判所があります。候補者調整をするにも家庭裁判所とのイメージの共有化とか、そういうことで資料2-14の図には家庭裁判所が書かれています。今回資料2-15は家庭裁判所がないですが、例えば、不適切事案を発見したときに、家庭裁判所とどう情報交換するか、その辺りのことは要綱にいれなくてよいのか、と思いました。今回、当会も色々新聞紙上にあったように、課題がありまして、その後、体制整備をして、後見事務について、こちらで不適切事案を発見した場合は家庭裁判所と情報交換しますという条文の整理をしました。不適切事案もそうですし、候補者調整のイメージのやりとりも含めて、資料2-15の右側に家庭裁判所を書く必要はないか、検討していただければと思いました。

事務局（センター）

今、委員からの御指摘がありました不適切事案の取り扱いについては、それぞれの専門職団体の対応のルールということも、このケース検討調整会議の中で、委員の皆様から御意見を頂戴して、そこで一定の方向性を集約して、直接家庭裁判所に情報提供するのか、恐らく緊急性があればそうだろうと思いますが、個別のケースでどこまで直接お伝えするのか、または後見人と何らかのコンタクトをとるのか、ということについては、今後検討をさせていただきたいと思えます。資料2-16の下に記載していますが、なかなか中核機関そのものについて法的根拠がない中で、どこまで外部に情報を提供していいのかどうか、あるいは、1番右側にあるように、後見人に不適切行為があった場合の対処のルールは、中核機関だけでは、決めかねています。専門職団体と協議をし、家庭裁判所と今後の連携の中で、一定のガイドラインなどを作ることによって対処していきたいと考えております。

委員

専門職団体は、専門職団体自体の機能と裁判所と連携ができてきています。専門職が不正的なことがある場合は、被後見人にかかわっている福祉関係事業所から色々情報は入ってくるので、それは全然かまわないと思えますが、1番は、先程も話があった親族後見人の不正的なものについては、とてもデリケートな話で、以前から親族後見人支援の問題がでたときから、ここでも議論になってきたことではないかと思えます。今後も課題意識をもって、センターが先程おっしゃっていたように、整理をして、詰めていっていただきたいと思えます。

会長

ありがとうございました。

今、お二人の委員から、人数のことで意見が出ました。要綱に10名以内となっていて、5団体から2名以上になると、それだけで10名になります。関係団体を入れると、10人以内の枠はむしろない方がよいのではないかと。定例の会議参加者が5名であれば、委員自体はもっと多くいてもよいのではないかと。思うのですが、いかがですか。

事務局（センター）

御意見として承りますが、今回の委員構成については、昨年度のこの協議会の場で、こういう考え方で準備をしますと御説明をした上で、この構成となっていますので、もっと人数

を多くというのは、今後、勉強させていただいて、今後可能かどうかということになります。今回、NPO 成年後見湘南の方は、この委員の対象には含まれていません。専門職の5団体がこの中では含まれています。

会長

そのほか、ございますか。

委員

申立に関する相談について伺いたいです。センターでの申立に関する相談や申立手続説明会等の講座に申し込める対象者は、御本人あるいは申立を考えている御親族の方のどちらかが平塚市民であれば、御相談はうけていただけるということでしょうか。

事務局（センター）

これまでの一般的な相談の対応も同様ですが、相談者さんが平塚市に在住在勤、逆に御本人が平塚にお住まいで御親族が他市町村の方も対象にしております。申立ての助言をさせていただく場合も同じ考え方で対応しています。

委員

もう一つよろしいですか。NPO 成年後見湘南は、私たちも専門職とは思っていませんが、当事者等の団体として委員の対象になっているのか、それとも対象になっていないのか。もし、対象となっている当事者団体はどこなのかかわかっていれば教えていただきたいです。

事務局（センター）

今回のケース検討調整会議の委員の御依頼をした資料2-13の中で記載しておりますが、下から4行目のところです。成年後見制度を利用する当事者の方やその立場を代弁することが期待できる方の団体（具体的には、当事者・家族による団体で、かつ平塚市障がい者団体連合会の構成団体）に推薦をお願いしています。育成会、あゆみ会、やまびこ会に今回、委員の推薦をお願いしています。

委員

わかりました。

会長

その他に、何かございますか。

私から1点よろしいですか。ケース検討調整会議の準備について伺います。ケース検討調整会議というのは、これまであった受任調整会議の役割を担うかと思いますが、私の認識では、受任調整会議の準備は、これまで市役所の職員がかなりの部分を担っていたと思います。ただ中核機関に移行して、今後はセンターが担うということなのか。相談がきて、その方が本人にあって、本人の状況をまわりの方からのお話をきく役割をセンターがすべて担うのですか。これまでやっていた高齢福祉課や障がい福祉課の方がやっていた仕事は、今後センターがやることになるのか。すみわけは今後どうなのか教えていただけますか。

事務局（センター）

センターから今の御質問についてお答えします。まず、会長がおっしゃられた市におかれている成年後見調整会議は存続する形をとっています。あくまでも、行政の内部で市長申立

を適切かどうかの審査をされる会議体だと理解していますので、市の中に置かれていて、かつ市職員が色々な意見を出される成年後見調整会議は存続されます。ただし、資料2-15にあるように、上から2つ目、アセスメントのところでは本人に面会・面談するところ、従来は高齢福祉課や障がい福祉課が、あるケースの市長申立要請があったときに面談に行っていました。今後、ケース検討調整会議ができた後も、行政の役割は引き続いて、そこは変わらないと思っております。面会や面談は、行政職員とセンター職員とペアで行くことを基本的に考えています。ですので、これまでよりもどちらかというと密度の濃い支援につながるのではないかと考えています。

会長

そうすると、市の調整会議は準備のために知り得た情報は、センターに開示されて、ケース検討調整会議の中で議論されるということになるのですか。市として調査されたものを外へ出すのは、今のしくみで可能なかどうか。その辺りはどうですか。

事務局（センター）

細部については、現在、市長申立の要綱を福祉総務課で改正に向けて整理をされているので、その中でどういう規定になるかということはあるかと思えます。今、会長がおっしゃられていたように、行政から面会や面談の情報をいただくのではなく、一緒に本人に面会面談に行く。その経過を基に、市役所が最終的に老人福祉法や知的障害者福祉法などに基づいて、市長申立が必要かどうかは、そこは行政が判断するという風に考えています。

会長

わかりました。今後色々な課題が出てくると思えますので、その一つだと思います。ありがとうございます。

会長

では議題2はここまでにして、よろしければ、議題（3）その他に移ります。その他、事務局から何かございますか。

参考資料1及び参考資料2について福祉総務課より説明。

会長

ありがとうございました。今の件について、何かございますか。

委員

部長が冒頭お話されていましたが、今後は第2期基本計画の新たな反映でもかまわないと思えますが、計画の中で、優先して取り組む事項の中に、担い手の確保・育成等の推進とあります。ここはすごく大事なことだと思います。成年後見制度だけでなく、権利擁護支援といったとき、専門職後見人の人材はもう限界にきている状況も実際にあります。恐らくここに書いてあるのは、やはり多様な後見の担い手を市町村によって、きちんと育成し、活動支援しなさい、ということが国の基本計画に記載されていると思えます。

NPO法人は、神奈川県内では、社協の法人後見の受任件数よりもNPO団体の方が受任件数は315くらいだったと思えますが、多かったはずですが、考え方の議論も出てきていたけど、社協の法人後見、市民後見、NPO法人も含めた広く担い手を育成しないとイケないと思えます。そして、市民に対して、こんな育成団体があります、こういう活動しています、

ということを広報していくのが、中核機関の一つの柱ですし、第2期基本計画の担い手の育成活動の推進というところで、ポイントになっていると思うので、ぜひもっと広がりのある育成をしていただきたい。NPO 成年後見湘南も、古くから御家族の意識から生まれて、どんどん広がって行っているし、そういうものも翼の中に入れて、育成していく。後見人を育成しても、色んな活用の仕方があると思うので、国の動向や先行事例を参考にして、担い手を広く捉えて、専門職だけが後見の担い手である時代はもう終わっていますので、この辺のことも検討の視野に入れてほしいと思います。

会長

ありがとうございました。皆様の意見は出尽くしたかと思います。本日は横浜家庭裁判所小田原支部から2名の主任書記官に参加していただきました。何か、御発言していただけますか。

主任書記官

平塚市成年後見制度利用促進協議会に初めてオブザーバーとして参加いたしました。従前も、様々な機会を通じて、平塚市及び平塚市社会福祉協議会の準備状況を、裁判所でも関心を持って見ていたところでした。改めて今回、報告を聞かせてもらい、委員の方もおっしゃっていただきましたが、非常にメニューも多くて、これだけのイベントやスケジュールをよく実施できているな、すごいというのが率直な感想です。裁判所は、国の第2期基本計画の中にもあるように、関係機関と連携して、成年後見制度の利用しやすさにも配慮を広げていく必要があります。そういう中で、今後もこのような協議会に参加し、各関係機関がどのような取り組みをしているのか、内容・実情を知り、裁判所の中でも情報を共有して、後見人選任・交代の場面における柔軟な対応や運用、予測可能性もある適切な報酬制度のしくみ作りに活かしていきたいと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、予定していた議題は以上になります。平塚市成年後見制度利用促進協議会は、ここで終了とし、事務局に進行をお返しいたします。

事務局（課長）

皆様、貴重な御意見ありがとうございました。また、本日は家庭裁判所小田原支部からもオブザーバーとして参加していただき、ありがとうございました。本日いただいた御意見については、これから課題として研究しないといけないと認識しております。後程、懇話会で説明させていただきますが、本市の第2期計画にも反映していかないといけないと考えて思います。この協議会の内容は、改めて事務局である市とセンターで共有して、できることから、まずひとつずつ行っていく姿勢で進んでいきたいと思います。今後も、高齢者や障がいがある方が、尊厳をもって地域で安心して暮らしていけるように、平塚市といたしましても、中核機関であるセンターと連携していきたいと思います。今後どうぞ、御意見、助言等よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、令和4年度第1回平塚市成年後見制度利用促進協議会を閉会いたします。